

## 1 個人情報保護制度の沿革

**1980年代～** 地方公共団体で個人情報保護条例の制定が始まる

- ・電子計算機による公的部門の情報処理の増大や、個人情報保護に関する国際的な動向（OECDプライバシーガイドライン）が背景。

昭和**63年**（1988年） **行政機関電子計算機処理個人情報保護法** 制定

平成**3年**（1991年） **福岡市個人情報保護条例** 制定

平成**15年**（2003年） **個人情報保護法、行政機関個人情報保護法** 制定

- ・共通の基本法となる部分以外は、公的部門と民間部門を別々の法令で規律する現在の制度が成立。

平成**17年**（2005年） **福岡市個人情報保護条例** 改正

- ・国の行政機関個人情報保護法の内容を踏まえて全部改正を実施。

平成**25年**（2013年） **番号法（マイナンバー法）** 制定

平成**27年**（2015年） **個人情報保護法** 改正

平成**28年**（2016年） **行政機関個人情報保護法** 改正

- ・法律の制定から約10年が経過、情報通信技術の進展を踏まえた改正が行われた。
- ・民間部門を監督する第三者機関として、個人情報保護委員会が設置される。
- ・3年ごとに制度を見直す規定が法律に盛り込まれる。

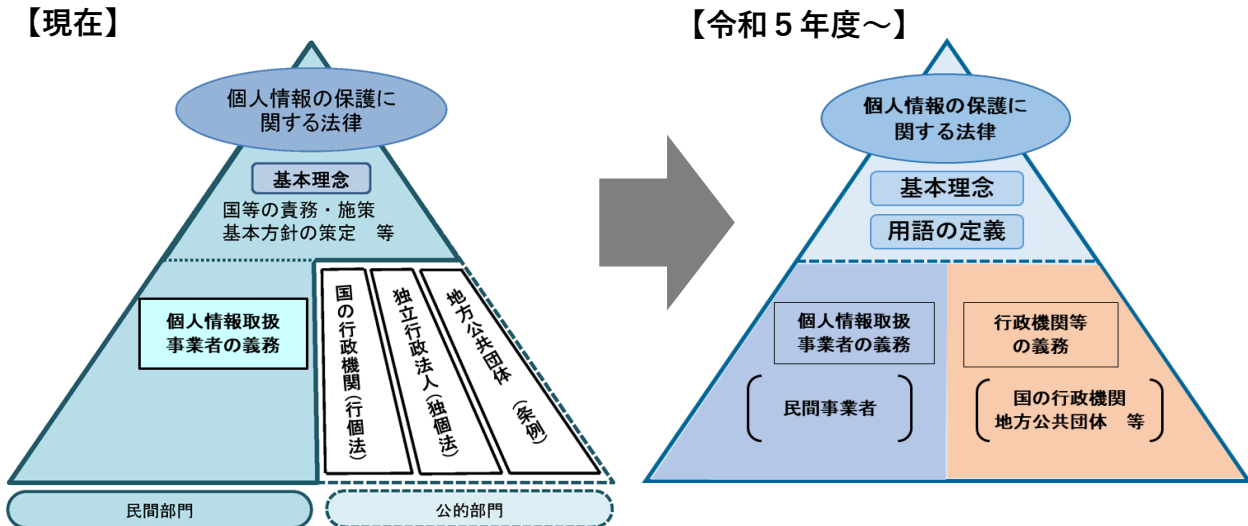
**EU一般データ保護規則（GDPR）** 制定

- ・国をまたいでデータを移転する際、公的部門と民間部門を包括するルールや、独立した監督組織の設置などEU域内と同等の保護水準を求める。

令和**3年**（2021年） **個人情報保護法** 改正

- ・個人情報保護制度の一元化

## 2 個人情報保護制度の一元化



### 現在の個人情報保護制度

- ・ 基本理念などは民間部門・公的部門共通の基本法になっている。
- ・ 個人情報の取扱いなど具体的なルールは、  
民間部門：個人情報保護法  
国の行政機関：行政機関個人情報保護法（行個法）  
独立行政法人：独立行政法人個人情報保護法（独個法）  
地方公共団体：個人情報保護条例  
とそれぞれの法律や条例に定められている。
- ・ 個人情報保護委員会は、民間部門を監督する。

### 【制度見直しの背景】

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
- 個人情報保護に関する国際的な制度調和

### 令和3年の法改正＝個人情報保護制度の一元化

- ・ 個人情報保護法、行個法、独個法の3つの法律を1つの法律に統合。
- ・ 用語の定義は民間部門・公的部門共通のものとして第1章に規定。
- ・ 個人情報の取扱いなど具体的なルールは、  
民間部門：第4章 公的部門（行政機関等）：第5章に規定。
- ・ 地方公共団体についても、全国的な共通ルールが直接適用される。  
（一部は改正法に基づき条例で定める）
- ・ 民間部門・公的部門を包括して個人情報保護委員会が監督する。

### 3 現行条例と改正法の比較

※改正法に基づき条例で定める事項

◎：必ず定めるもの、○：任意に定めるもの

#### 【現行条例】

##### 第1章 総則

〔目的、定義、実施機関等・事業者・市民の責務〕

##### 第2章 実施機関における個人情報の取扱い

〔収集に関する制限、利用・提供に関する制限、オンライン結合の制限、適正な維持管理、個人情報取扱事務の届出・公表〕

##### 第3章 開示、訂正及び利用停止

〔保有個人情報の開示範囲、開示請求等の手続、費用の負担、審査請求の手続〕

##### 第4章 事業者等における個人情報の保護

〔事業者等への支援、苦情の処理のあっせん、出資団体等への措置〕

##### 第5章 福岡市個人情報保護審議会

〔個人情報取扱いに関する制限の例外について意見、審査請求についての調査審議〕

##### 第6章 雑則

##### 第7章 罰則

#### 【改正法】

##### 第1章 総則

〔目的、定義（官民共通）、基本理念〕

##### 第2章 国及び地方公共団体の責務等

##### 第3章 個人情報の保護に関する施策等

##### 第5章第1節 総則

〔定義（公的部門固有のもの、  
○条例要配慮個人情報）〕

##### 第5章第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い

〔保有に関する制限、適正な取得、不適正な利用の禁止、利用・提供に関する制限、安全管理措置、漏えい等の報告、外国にある第三者への提供の制限〕

##### 第5章第3節 個人情報ファイル

〔○個人情報取扱事務登録簿の作成・公表〕

##### 第5章第4節 開示、訂正及び利用停止

〔○保有個人情報の開示範囲、○開示請求等の手続、◎手数料、○審査請求の手続〕

##### 第3章 個人情報の保護に関する施策等

〔区域内の事業者等への支援、苦情の処理のあっせん〕

##### 第5章第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等

〔提案の募集、提案の審査等、◎手数料〕

##### 第5章第6節 雑則

〔○地方公共団体の審議会等への諮問〕

##### 第6章 個人情報保護委員会

〔設置、監督及び監視の権限、法の施行状況の公表、地方公共団体への情報提供・助言、条例を定めたときの届出〕

##### 第7章 雑則

##### 第8章 罰則